

令和3年度第1回浦安市入札監視委員会議事要旨

整理番号

1-1

審査会日時	令和3年10月14日(木):庁舎4階入札室 午後1時30分から午後2時30分まで
出席者	<委員>太田委員、田部井委員、川委員 <事務局>財務部次長、契約課長、課長補佐、契約課職員1名

[議事要旨]

1 浦安市プロポーザル方式等の実施に関するガイドラインの見直しについて

(事務局) 今回プロポーザル方式等の実施に関するガイドラインの見直しにあたり、簡単な改正方針の説明をする。今回改正の要点は3点。1点目はプロポーザルガイドライン上の対象業務の表記の見直し、2点目はプロポーザル執行の判断方法、3点目は事業者評価に際し外部評価委員を加えて評価を行う、以上の3点である。この点についてご意見等頂きたい。

(委員) 対象業務の見直しに関しては改正の方向性等あるのか。

(事務局) 対象業務については、事業者の選定方法がプロポーザル方式等に適しているかより適切に判断できるように、対象業務の考え方を明記し、加えて具体的な業務を記載するようにしたいと思っている。

(委員) 2点目のプロポーザル執行の判断はどうか。

(事務局) 内部の委員会を通して最終的にプロポーザル執行の判断を行うと考えている。

(委員) 3点目の外部委員について、外部評価委員に加えることで評価の透明性を向上させるのであれば、外部委員は複数名入れる方が良いのではないか。委員の中で何か意見はないか。

(委員) 評価する際の専門性として、業務によっては事業者より市の職員の方の専門性が高い場合もある。従って外部委員を1名より複数名にした方が透明性が向上するとは必ずしも言えないと考えている。

(委員) 他に意見はないか。

(委員) 外部評価委員の人数に応じて評価の透明性向上を測定することは難しいと思うが、外部評価委員を設ける方向性は、賛同できる内容である。

(委員) 注意すべき点として、公平に評価を行う外部委員を選定する必要があることである。人数に関しても、市の職員の方が専門性が高い業務もあることから、多い方が良いと一概には言えないため、業務内容に応じて選定する必要があると感じている。

(委員) 今回の見直し検討を受けて、新しいガイドラインは作成する予定なのか。

(事務局) 作成する。

(委員) 今回の検討内容は賛成であるため、進めて頂きたいと思っている。

(事務局) 今回頂いたご意見を踏まえ、再度検討を進めていく。

(意見まとめ)

1. 全体として積極的に賛同できる
2. 複数の外部委員で評価を行わなければ評価の透明性の向上は図れないとは言い切れない面もある。
3. 外部委員は公平に審査を行える者を選定することが重要